

(様式5)

瀬戸内市文化財保存活用地域計画(素案) に対するご意見等と市の考え方について

令和4年8月9日から8月28日まで、「瀬戸内市文化財保存活用地域計画(素案)」について、パブリックコメントにより意見等を募集したところ、1人から2件のご意見等をいただきました。

これらのご意見等につきまして、次のとおり整理し、市の考え方を示しました。

なお、取りまとめの便宜上、寄せられたご意見等は要約させていただいております。

ご意見等の要旨	市の考え方
「文化財」、「歴史文化資源」をどう定義しているのか。	序章6. 瀬戸内市の歴史文化資源の定義の中で、次のように記載しています。 「文化財」は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型に区分されたもののうち歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上の観点から価値の高いものをいいます。また、埋蔵文化財や文化財の保存技術、食文化も保護の対象とされています。 「歴史文化資源」は、文化財保護法の定義する指定・未指定等の「文化財」だけでなく、現在まで受け継がれてきた多様な価値を包含するものを、本市のまちづくりに活かせる資源として幅広くとらえ定義しています。
7章 歴史文化資源の一体的・総合的な保存と活用 (6) 寺社に残る文化や政治の足跡の措置に寺社に残る文化財の保存整備を行うとあるが、以前、村の神社から多くの絵馬が見つかり市に保管を依頼したが保管場所がないとそのままにされた。このようなものこそ子供たちへ残していく文化財ではないでしょうか。	原則として、文化財はその所有者や管理者が責任をもって管理すべき私有財産です。このため市は、その保存活用に対して支援を行うものであると考えます。 7章 (6) の措置に「寺社所有文化財の調査」を加え、寺社が所有する未指定を含めた文化財の調査研究を行うことを記載しています。これにより文化財の価値を明らかにし、文化財の所有者や管理者の意向、文化財が所在する地域住民の意識など総合的に判断して、その文化財の保存・活用の方向を示す必要があると考えます。 また、収蔵施設の整備は大きな課題であると認識しており、長期的な課題として6章2「歴史文化資源を守る」の方針に施設の整備を記載しています。